

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成25年1月8日

石川県監査委員 山 田 省 悟
同 盛 本 芳 久
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別 紙)

石 公 委 第 7 4 号
平成24年12月13日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成24年11月30日付け石監査第400号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。	七尾警察署	職員の交通事故防止対策として、該当職員に石川県安全運転研修所を利用した運転技術の再確認と安全運転に対する意識付けを行ったほか、部内の朝礼時や打ち合わせ時など、あらゆる機会を捉えて全職員に事故防止の指導・教養の徹底を図りました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、公私を問わず交通事故防止に努めます。